

Title	トーマス・マンと其の時代 (四、完)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.12 (1915. 12) ,p.1393(57)- 1421(85)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151201-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の結果であると同時に其確證である。

之を要するに自由統一の兩大黨が聯合内閣を組織して英國政黨史上の一大レコードを造つたのも其聯合内閣が前記の憲法上重大なる意義ある立法事業を行ふたのも此未曾有の國難に際して舉國一致外敵に當る一時の急要に出でたものであるから戦争終結後は再び常態に復す可きは云ふ迄もない然し此の如き伸縮自在事に觸れ時に應じて大に弾力性を具うる憲法を有し巧に之を妙用する英國人の政治的天才は容易に他國民の追隨を許さざる所である(十一月十三日稿了)

トーマス・マンと其の時代 (四完)

高橋 誠一郎

地代

十

地價を増進する所以の道は外國貿易を措きて他に存することなし貿易殷盛なる時は國內に於ける輸出工業品の製造亦繁榮を來す可く次で原料品の價格騰貴と爲り地代の増加を見るに至る可きのみならず貿易上の利得に因りて國內に齎されたる貨幣は幾多の人士をして土地の購入を可能ならしむ可く旋て又地價を騰貴せしむるに至る可し之に反し貿易にして或は國內に於て等閑視せられ又は國外に在りて損害を蒙り停滯不振を來すに至らば吾が地價は日々下降するを免れざる可し國內にありとある物の價格は悉く皆貨幣の多寡に従ひて或は高直と爲り或は低廉と爲ること蓋し疑なき所なれども眞に吾人の手に確保せられ吾國

を富裕ならしむるの作用を掌るものは外國貿易の差額に依つて取得せられたる金銀を除きて他に之を覓む可らず、かの金銀器の溶解若しくは外國貨幣をして吾が本位に比し其實價以上の高率を以て流通するを許し、或は吾が貨幣の實價を貶下し、以て國內に貨幣を充實せしめんとするが如きは、却つて必然之に随伴す可き諸般の不利なる事情に因りて國家を窮乏の域に導くものなり。前策の如きは危急存亡の秋を除き、苟も大國の君主の採る可き道に非ず、縱令是に由りて一時貨幣の潤澤を見るに至ると雖も、輸入超過又は國外に於ける戰爭に因りて、吾が金銀は貨幣の形態に於て存するが爲めに、却つて容易に國外に逸失することゝ爲る可し。後策に至りては種々なる不利困難を醸生するの因なるが、假に是に由りて多額の貨幣を國內に誘致し得たりとするも、甲者が利益の爲めに齎せる所のものは即ち乙者が貿易差額決済の必要上縱令貨幣比價の上に於て損失を伴ふことありとするも、之を輸出するの已むなき所にして毫も吾を富ましむる所以のものにあらざるなり。(同書五十一—五頁)

今西班牙王國の盛衰に鑑みるに、同王國をして世界に覇を稱し其強大を成さしめたるものは全く彼等の領有せる西印度に於ける大寶窟の賜なり。然も西班牙は自國及び西印度の所要を充足するが爲めには其國土餘りに蹶角不毛なるを以て、西印度に於て得たる金銀を以て東印度貿易の用に充て、是に由りて獲得したる貴重なる貨物を以て歐洲諸國と交易を行ひ、以て自國の必要に供へ、依りて以て其貨幣を隣邦の手に致し自國に對し不利を醸すを防ぎ得たりしなり。然るに同國が此有利なる東印度貿易上に占有し來りたる獨占的地位失はれて、英、蘭及び其他の諸國も等しく之に興るに至り、西班牙は自國品を以て外國貨物に對する支拂の用に供するに足らざるに加へて、自國の力に依りて支給すること能はざる遠隔の地に外國人より成る其軍隊を維持するの必要上、貨幣は空しく彼等の手を離れて其敵國にまでも撒布し、金銀の源泉を有する同國內に却つて金銀の流通其跡を絶ち、劣悪なる銅貨の使用を強制せらるゝに至り、其金銀は世界各地に散逸し、直接之と貿易上の取引を有せざるものも亦間接の關係に由りて多額に之を取得しつゝあるを見るなり。遮莫斯くの如くにしてあらゆる國民は悉く皆貨財を取得し、西班牙獨り之を失ふものなりやと問ふ者あらば、吾人は西班牙が戰爭及び貿易に因りて其

所有に係るものを失へると等しく、他の國家も亦同一の理由に因りて其一度取得したるものを喪失す可きなりと答へざるを得ずと(同書五十六—六十三頁)。

外國貿易を行ふに際して生ず可き利益に凡そ三種あり、第一は商人が損失を受くる場合にも生じ得可き國家の利益にして、例之、東印度會社は年々東印度に十萬磅を輸送し之に對し三十萬磅を國內に輸入するが故に、國家の富は此點に於て三倍すると明かなるも、該貿易の局に當れる同會社は印度物産購入の爲めに少なくも五萬磅を投入するの外、船賃、保險料、國外に於ける代理人及び國內に於ける役員に對して給付す可き費用、利子の損失、關稅及び輸入品稅其他二十五萬磅を降らざる諸經費を要す。即ち是に由りて商人が手痛き損害を蒙りつゝある場合に於ても尙ほ國家のみならず國王も亦關稅收入に由りて顯著なる利益を受くるを觀る可し、況んや萬事順調にして、商人亦國家及び國王と共に利潤を收め得可き場合に於ては國家が此貴重なる貿易に依りて利得する所如何に大なる可きやは想像するに餘りあるなり、第二に或る商人は自己の努力に依りて商品の賣買を行ひ、其間に彼が努力の目的たる利潤の獲得を得可きも、然も國家は其人民無秩序にして豪華

奢侈の風潮強く國內の資源以上に外國品を消費し之が爲めに漸次衰微の域に赴き窮乏を極むるに至る可き場合あり、第三に斯の如く國家及び商人共に損失を受けつゝある場合と雖も、國王は獨り其間に利益を得可きこと常に確實なり、遮莫彼は其國民を困窮ならしむ可き此種放漫なる行爲を妨げするに非ざれば結局最大なる損失を受く可きこと毫も疑なき所なり云々(同書六十四—九頁)以上三十四頁より六十九頁に至る所論は吾人が曩に掲げる *Petition and Remonstrance* の再録に過ぎざるものなり。

自國貨幣の名價を變更し、量目を減殺し又は品位の下落を行ふも是に由りて國內の金銀を増加し若しくは其輸出を阻碍し得るものに非らず。抑も貨幣は管に一國內に於けるあらゆる他の資財に對する尺度たるのみならず、又以て吾が對外貿易の秤量たり、されば之が嚴正不變を確保し、其變更に必然隨伴す可き諸般の混亂を避く可きと當然なり。先づ國內に就きて觀るに共通の尺度變更したるが爲めにあらゆる價格に變動を生じ、少なからざる困惱と損害とを一部の人士に加ふ可し。然れども貨幣を估料するは其實價に依るものにして、名價に非らず、總て一齊の價

格皆新たなる準繩に順應して、間もなく平靜を得るに至る可し。國王は貨幣の貶下
輕減に由りて其造幣局に一時の利益を齎す可しと雖も、旋て其歳入は總て又實價
下落せる貨幣に依りて納付せらるゝが故に、忽ち其利益は消滅するに至る可し。加
之國家全般の損害は國王の利益なりと云ふこと能はず。國王の利益が僅に新貨を
鑄造す可き現金の高に坐するに止まれる其間に國民の財産は總て其比率に影響
を受けざるを得ず。英國内に於ける現金の總額は僅々一百万磅強に過ぎず。然るに
貨幣に由りて表されたる他の財産の高は幾百萬の巨額に昇る可し。吾人は此比較
的少額の貨幣が各人の手に其適當なる割合に於て日々分配せられ、交易の媒介た
る職能を掌りつゝあるを忘る可らず。尙ほ英國貨幣の大部分は既に磨滅して量目
減少し居るを以て之を改鑄するも造幣局は殆ど何等の利益をも有することなか
る可く、而して重貨に對する利益は抜目なき隣邦外人をして其大部分を輸送し直
ちに之に代へて新貨を致さしむることゝ爲る可く、内國人中にも這個の利潤の爲
めに或は貨幣の私造を行ひ或は其輸出を爲す者を生ず可きこと疑ふ可くもあら
ず。斯くて窮極國王は此種の改鑄に因りて殆ど得る所あらざる可し。人或は最近吾

が金貨の名價を百分の十だけ陞高せしめたるが爲めに著しく吾が造幣局に外國
貨幣を吸収し得たる證左を擧げて吾人に迫ることある可しと雖も、然も吾人が斯
くの如くして吸収し得たる金は同時に又未だ磨滅することなく量目豊かなる銀
貨を驅逐したるの事實あるを忘る可らず。次に一國の幣制不安定なる時は國際貿
易の法則を破棄するに至る可し、而して若し外國の君主が直ちに之に比例して其
貨幣を變更せば何等の効果もなかる可く、若し又彼等が吾に倣ふことなしとする
も、吾が貨幣の實價下落せるを知れる外國商人が其商品に對する價格亦之に準じ
て騰貴するまで之を保留し、又は外國爲替の價格吾が貨幣に比例して昇騰せりと
せば畢竟其效なきに終る可し。然るに論者尙ほ吾が貨幣の名價を陞高せしめ、然も
外國にして之に倣ふことなしとせば地金及び外國鑄貨の輸入を増加せしめ得可
しと主張せんかなれども、這般の輸入は單に既に商品を輸出したる商人又は吾が
商品を購入せんとするものに由りて行はれざるを得ず、而して此等の場合に於て
名價高き吾が貨幣を以て言表されたる地金及び外國鑄貨の價從前に比して大な
りとするも、吾が貨幣の實價低く之に準じて彼等の價昂騰したるものなるに於て

は吾に於て何等利する所非ざるなり。同書七十一—八頁。

聰慧なる商人は自他の貨幣に就きて斷えず周到なる注意を以て等價の研究を怠らず。而して彼等が對價として收受す可き國産を有せざる地方に吾が貨物を輸出したる時は己むなく現金を受理し、更に之を以て第三國に於て其所要の貨物を購入するか若しくは國內に於て外國貨幣が自國の本位に相當する價值に比し高率を以て流通するを許容せらるゝ場合には之を正金のまゝ國內に輸入す可し。然れば一見此種の施設に由りて國家は多量の正貨を吸收し得可きが如きも克く諸般の事情を綜合して考ふるに、第一此種の施設は國際間の交誼を無視し、之が爲めに外國君主をして同一の手段に出でしめ、或は却つて吾を害するの舉に出づることなしと云ふ可らず。第二に斯くの如き手段を採る時は一國の富は虚偽の尺度に由りて流動するが故に公正に分配せらるゝを得ず。第三若し彼我貨幣の差益僅少なる時は商人は貨幣よりも寧ろ商品を輸入するを以て利益と爲す可く、若し又差益大なりとせば我が本位貨幣は悉く國外に驅逐せらるゝに至る可く、結局何等の效果をも見るることなかる可し。同書七十九—八十二頁。

外國人をして其商品を以て吾が貨物の購入を強制せしむる條例も亦吾が金銀を増加すると能はざるのみか之を保留するの效果さへなきものなり。外國貿易利用の途はあらゆる國民に於て異なるとなし。然れば吾人が吾が國産を以て外國商品に對する欲望に供へ、併せて吾が金銀を豊富ならしめんが爲めに貿易を遂行する其有様を觀る時は、吾人は直ちに又外人の行ふ所のものを推知するを得可し。而してそは總て吾人自身の便宜及び對手地方の事情に因りて相異なるる交易の方法に依りて行はれざるを得ず。例へば或る國に對しては吾人は吾が貨物を賣りて彼等の商品若しくは一部分之を貨幣にて取得し、他の國に於ては吾が所要の貨物存せざるが爲めに彼等の貨幣を受理し、又或る地方にては吾人のみ獨り彼等の商品を要求して、彼等は吾人の貨物を必要とせざるが故に吾人は吾人が他の國々に於て得たる貨幣を其對價として彼等に交付するが如き即ち是れなり。斯くて互に其所要を融通供給し以て貿易の渾一體を完成するなり。然るに若し此健全なる調和が國內に於ける餘資、國外に於ける暴虐内外に於ける賦課及び拘束等の病患に因りて惱亂せらるる時は貿易全體の疲弊と爲らざるを得ず。今貿易に對する拘束

のみに就きて稽ふる所あらんに、商人が海外より其商品の支拂を得可き方法に三種あり、貨幣、貨物及び爲替是なり。然るに外人に對する内國貨物購入條例は、實に貨幣のみならず爲替手形の使用をも制禁するものにして、明かに貿易の法則を侵犯するものと謂はざるを得ず。斯くて之が爲めに先づ第一に吾人と貿易上の關係密接なる諸國に於て吾人に對して同一の法規を制定することなしと云ふ可らず、果して然らば吾人は國內に金銀を輸入するの自由を剝奪せられ、併せて吾が商品の販路を減縮せられ、貿易財貨俱に凋落するに至る可し。第二に同條例は外人に對して吾が商品の輸出を強制するが故に、國民は其輸出業務を奪はれ、商人海員及び船舶業者に損害を加ふるのみならず、吾が貨物を國內に於て外國人に賣渡す時は彼等の國內に於て之を賣却するよりも遙に低廉なる價格を贏ち得るに過ぎずして國家の損失と爲るべし。第三に輸入超過の際には吾が貨幣は當然輸送せられざるを得ず、假令外人の手を縛して之を許さずとするも、内國人を拘束せずんば從來外人の行ひたる所のものを内國人自ら同一の理由同一の利益に因りて行ふ可し。最後に内外人共に貨幣を輸送するを禁するの條例を發布せば吾が貨幣を國庫に保

留し得可しと説く者あるに至つては、是れ實に病患よりも更に憂ふ可きの治療法にして、吾が貿易は悉く破壊せられ、國庫の收入國家の利益皆俱に減退するに至る可し。論者猶曰はん、條例の期する所は國內に輸入せられたるあらゆる外國商品を以て吾が貨物に使用し、是に由りて吾が貨幣を國內に留め、吾が商品を多量に輸出し現金を以て其對價を收受せんとするに在りと。然りと雖も果して外國民にして吾人が彼等の貨物を消費する以上に吾が貨物を購入するものとせば條例の適用なくとも其差額は必然金銀を以て支拂はれざるを得ず。畢竟該條例は有害無益のものたらざるを得ず、其他之に類似せる拘束は其真相を究むるに及んでは多く皆此類のものたるに過ぎざるなり(同書八十二—九十頁)。

糧食及び軍需品を輸出する商人に其對價の全部若しくは一部を貨幣にて齎す可きことを命ずるも是に由りて吾が金銀を増加することなかる可し。固より是等の貴重品を外國に輸送する時は爾餘の商品に對しては嚴重に正貨の輸出を禁止せる諸國も好んで之を交付するに躊躇せざる可しと雖も、斯くして收受し得たる貨幣は一般貿易にして我に順なるに非ざれば之を國內に保留すること能はず、然

して貿易の差額は諸般の拘束に因りて減少せらる可く、斯くて又吾が金銀の増加を妨壓するものなるを知らざる可らず(同書九十一—三頁)。

Ⅺ 爲替手形に由りて當地若しくは海外に於て授受せらる可き吾が貨幣を低く評價するの一事は論者の主張するが如く吾が金銀を減少するの作用を爲すものにあらず。抑も手形を以て行はるる商業爲替は是に由りて一國に於て貨幣を有する者が約定せられたる一定の時期及び相場に於て他國に於て之を受取るが爲めに該金額を交付するを得、債権者及び債務者は國際間に正貨の輸送を爲すことなくして決済を行ひ得可き手段なり。這般の爲替は各人間に於て各貨幣の量目及び品位に従ひ其等價にて約定せらる可きものにあらず。即ち先づ其貨幣を交付する者は債務の危険及び支拂の期間を顧慮せざる可らず。然るに爲替に由る貨幣の價值を或は低く或は高く評價せしむる原因は爲替の取組まるる地方に於ける貨幣の多寡にあるなり。例之、Amsterdam に對して交付す可き金額大なる時は吾が貨幣は低く評價せられ之に反し同地に向つて引渡さる可き金額少なき時は吾が貨幣は高く評價せらるるなり。而して這個爲替價格を上下せしむる貨幣の多寡は又實に貿易の順逆に因りて定まるなり。猶ほ此間の事情を明かにせんとせば貿易の平衡に一般及び特殊の差違あるを注意せざる可らず。前者は吾人が從來説明し來りしが如く吾が毎年の貿易總額を綜合して計量せるものにして後者は各國に對する吾が貿易を各別に考量したるものなり。縱令我が一般貿易は輸出超過にして其差額は金銀を以て支拂はるゝも或る特殊の國家例へば和蘭に對する貿易にして反對の作用を爲す時は該國の商人は曾に相互間の計算を決済するが爲めに吾が金銀を輸送するのみならず、斯くて又爲替に由りて引渡さる可き貨幣此地に多きを以て之を要する人々の間に低く評價せらるゝことゝ爲るなり。然るに論者は爲替に由りて吾が貨幣を低く評價するの一事は即ち之を國外に逸出せしむる所以なりと主張すと雖も然も吾が金銀を逸出せしむるは吾が貿易の平衡を失せるが爲めにして爲替上に於ける吾が貨幣の低き評價に起因せるに非ず。而して或る一國に對する輸入が輸出に超過せる場合には縱令全然爲替を許容せざるも尙ほ其差額は正貨の形態に於て流失するを免れざるなり。加之爲替に於て吾が貨幣を低く評價する時は等價を以て決済を行ふよりも比較的小額の貨幣の輸出を以て足るが

故に、外國人に對しては損失なるも吾に取りては利益たり。今若し吾が商人が和蘭商人の輸入せると同一價値の商品を輸出したるに拘らず、尙ほ和蘭商人は其便宜と利益との爲めに爲替に依りて全部の決済を行ふを欲せず、其一部は之を現金にて授受せんと試むることある可きも、吾が貿易の平衡内に於ては吾人の手より逸出したる貨幣は旋て又吾人の手に歸來す可きなり。眞に吾人が吾が貨幣を喪失するは吾が一般貿易に於て輸入超過を見たる場合の外あることなし。かの Gerard Malynes の諸書に表れたる所説の如き因果の關係を顛倒したるものにして有害無效のものとなすを得可し(同書九十四—百〇四頁)。

論者或は毫も商品の貿易を行ふことなく、單に爲替上の差益を收むるを目的とする純然たる爲替業者に由りて國際間に授受せらるる貨幣は吾が外國貿易の差額中に包含せしめらる可きものに非ずと稱するも、然も彼等が輸送する貨幣は必然商人に由りて吾が國內に輸入せられたる商品より生じたるものたらざるを得ず。従つて等しく吾が貿易の差額中に入る可きものにして商人自ら輸入超過の結果果吾が貨幣の低く評價せらるる場合に之を輸出すると同一の結果を生ず可し。之に反し彼等が國內に貨幣を輸入する場合には商人自身が輸出超過の際に當然行はざるを得ざる高以上に出づることなかる可し。唯だ幾多の商人は斯くの如き場合に國法を犯して現金の輸送を行ふよりも寧ろ損失を甘んじて爲替上の支拂を行ふの手段を選ぶ可きも、彼等爲替業者は利益の爲めに彼等に代りて敢然之を行ふの相違あるのみ(同書百〇五—七頁)。

斯く論じ去り論じ來りたる Mun は更にかの Malynes が前掲 *Lex Mercatoria* の四百〇九頁以下及び *The maintenance of free trade* の十六頁以下に於て列記したる銀行業者及び爲替業者が爲替の使用及び效力に因りて行ふ「驚奇す可き事實」*admirable facts* に一々批評を試み自説を確保するの用に供したり(同書百〇八—四十二頁)英吉利に於ける Mun を以て Napoli に於ける Antonio Serra に比し得可くんば、前者の *England's Treasure by Foreign Trade* は常に後者の *Breve Trattato delle cause che possono far abbondare li regni d'oro e d'argento dove non sono miniere con applicazione al regno di Napoli* なり。而して又前者に對する Malynes は後者に於ける Marco Antonio de Santis にあらずや。余は彼等の所説を仔細に比較對照するの餘白を有せざるを遺憾とす。唯だ是に

言せざる可らざるはかの Hewins が此點に於て Mun の Malynes を非難したる一語彼は公の利益を害して私の目的を進むるが爲めに詭辯を以て彼れ自身の知識を蔽ひたり云々(同書百〇九—十頁)を以て King's royal Exchanger を再設せしめ一 Noble に就き一片を徴して國內に於ける地金、延金及び内外鑄貨の兩替を獨占せしめんとする舉を指して云へるものなりと爲せるは未だ此書を精讀せずして言を作せるの過失に基くものと云はざるを得ず(前掲 Dictionary 八百二十九頁)。Mun は唯だ之を以て Malynes の等價説 par pro Pali の好評に伴ひて生じたる同一血統の他の計畫と看做し併せて之を論難せるに止まる (England's Treasure 百四十一—二頁)。Malynes が却つて此種の制度を攻撃せること既に吾人の説ける所なり。

Mun は又當時英國の事業界を衰微せしめ其貨財を減少せしむるものとして非難せられたる諸般の事實が敢て論者の想像するが如き影響を及ぼすものにあらざるを闡明せんとせり。第一に貸金増加する時は職業減退すと唱ふる論者あり。洵に或る者は家富み身老ゆるに至る時は従來行ひ來りたる職業を廢し、土地を購入し若しくは其貨幣を貸出すの事實あるを否む可らざるも然も是れが爲めに事業

の減退を見る可しと做すは非なり。老若富者の引退は即ち若者貧者をして其頭角を現さしむる好個の機會を與ふるものにして、彼等にして事業經營の資源を缺かば利子を支拂ひ他人の貨幣を借入れて之に着手す可く、事業敏活にして好況なる時は反つて自己の資本を以て營業する以上の好果を擧げ得可く、斯くて寡婦、孤兒、法曹、郷紳等の所有せる貨幣が外國貿易の用に供用せられて其空しく死藏せらるゝの憂なきを得るなり。最近に於ける貿易の不振に基き遊金徒らに多くして利子低廉なるも商人は之を借入るゝことを爲さず、人々其用途を發見するに苦むの狀あり即ち吾人を以て見るに貸金増加する時は事業減退するに非ずして、兩者は同時に進退増減するものと謂はざる可らず。(Lewis H. Haney は Mun が以上の所言より推して直ちに彼は利率が經濟狀態に對して其原因をなすものに非ずして結果たることを論じたるものなりと看做せるも恐らくは是れ速斷に過ぐるものなる可し。History of Economic Thought 百〇一頁參照。第二に吾が法曹家の貪婪を非難し、訴訟の費用昂進せること他國に類なき事實を以て貿易衰退國富減少の原因と爲すものあるも、一方に失ふ者あらば他方に於て之を利する者ある可く結局そは國內

に殘存して毫も吾が貿易の資源を毀傷すること無かる可きなり。第三に極端に惠與及び驕奢を忌むものもあるも其意を得ず若し吾が國民にして外國品を使用せざる程度まで節儉なるに至らば吾が貨物は如何にして其販路を見出す可きや、吾が商船海員等は如何爲り行く可きや、吾人が外國商品を購入することなきに彼等のみ獨り我が商品に對して貨幣を支拂ふ可きことを期待し得可きや、寧ろ中庸の道を選びて、適度の消費を行ひ充分に金銀を取得す可き方法を講ずること安全確實なるにあらずや、貴族郷紳の豪華も國內の原料を使用し自國民に勞働を與ふるの因と爲らば富者の財産を以て貧民を扶養し國富をして最良の分配を得せしむるものと云はざる可らず。唯だ人民に職業を與ふるの要あらば漁業こそ遙に有利なるものなれと主張するものあらば吾人は直ちに之に賛同せざるを得ざるなり云々と(同書百四十一—五十頁)。

十一

斯くの如く縷々數萬言を述べて富國の眞道を説明し終りたる^{三〇}は筆を改めて國王が其臣民を損傷壓迫することなくして正當に貨財の配分を享有し得可き手段方法を研究せんとせり。彼曰く、君主の收入は其領土の廣狹、貧富及び貿易の程度に因りて其多寡を異にするのみならず如何なる君主と雖も多大なる困難と危険とを以てするにあざれば變革すること能はざる國體政體法律習慣等の相違に因りて之を取得する方便亦同じからず、或者は王領地、寺領に對する初年の利及び輸出入品に對する諸般の課税を有し不時の必要に際しては公債、献納用金等の方に援り、他は後の三者を除き、以上の財源に加へて國內に向つて諸般の課税を行ふ。總て内國の課税は之を徵する君主を富ましむると共に之を容認する人民をして貧窮ならしむるの觀あり。殊に這般の負擔が四步乃至七步と云ふが如き高率なる國々に於て其然る所以を見ると雖も、斯くの如き重税を課するの外存立の道なきものに對しては單に必要缺く可らざるものなるのみならず、却つて數多の點に於て國家を利すること大なるものあり。即ち内國消費税の賦課に因りて貧民の生活費騰貴し、之に比例して其勞働の價格昂まり結局彼等の勞働を消費すること、最も大なる富者の負擔と爲るが如きは其一例なり。然も君主に由りて是等の課税收入が妄用濫費せらるゝの虞なきにあざるも、それすら公經濟の管理が多數の權

内に屬し、且つ這般の妄用濫費の結果は常に破滅に終るの事實周知せられたる今日に在りては是れ頗る稀有の事に屬するなり。然れども體質を異にすれば良薬も時に毒物と化す。尋常普通の収入を以て足り、毫も此非常特別なる租税を重課するの正當なる理由を有せざる君主が是に由りて其貪婪飽くなきの野心を満足せんとするは呪ふ可きの極なり云々と(同書百五十一—六十一頁)。

彼は次で大國の君主が金銀の貯藏を行ふの必要ありや否やの問題を考察せり。或る論者は君主の寛裕を尊重仰望すること深きの餘り、彼等が金銀の蓄積を行ふを以て鄙賤と稱し、不必要と看做し、君主の名譽と安全とは其貨幣に依りて確保し得可きものにわらずして、彼等の施惠恩賞に依ると大なるものなり。Caesar, Alexander の徒は悉く貪婪を忌み、放漫なる贈與と寛容なる失費とを以て幾多の鴻業と勝利とを贏ち得たるものなり、然るに之に反し David 王が貯藏したる巨萬の財貨も其子 Solomon の儉なき榮華と歡樂とに迹もなく消え去りて僅に莊大なる寺院を残したるのみと説き、貨財の蓄積を有する君主は平和を忌み、隣邦及び盟邦の友誼を無視し、無用有害なる戰端を開き、遂に國家の前途をも過るに至ることなしと

謂ふ可らず云々の理由に據りて之を否定せんとせり。然れども誰か知らんや、Caesar, Alexander が其巨額の贈與失費を行ひたるは彼等自身の金櫃より爲せるに非ずして敵よりの戦利品より支出したるものなるを、是れこそ寔に損失をも危厄をも醸すの虞なき寛裕厚施にわらずや。之に反し周到なる注意を以て貨財を蓄積することなく又縱令之を取得するも節度なき消費を行へる君主は直ちに放肆なる恩賞施物に因りて困窮災禍の淵に陥る可し。Solomon 王の場合は即ち是れなり。然れば已が人民を抑壓することなくして、然も其所領を維持し其權利を擁護し自ら貧窮、侮蔑、憎惡、危険の渦中に投ずるを免れしめんと欲せば須く先づ財貨を蓄積せざるを得ざるなり。遮莫普通の課税に依りて收受し得可き範圍以上に金銀を取得するの必要ある場合には人民は一般の協賛に由りて許容したる以外の金額を納付するを喜ぶものにあらずれば其憎惡を避くるが爲めに常に平等なる手段に據りて行はる可きものなり。而して議院政治は實に貴族の驕慢を抑制し、庶民の傷害を救済し、君主をして不偏の態度を以て兩者に對せしめ、君民をして和親一致せしむ可き絶好の手段たるなり云々と(同書百六十一—六頁)。

果して然らば一國の君主は年々幾千の財貨を合宜に蓄積し得可きや。此問題の解決は一見頗る容易なるが如し、即ち人は或る君主にして毎年二百萬の收入あり、而して之に對する歳出は僅に一百萬に過ぎずとせば彼は他の一百萬を蓄積し得ざるの理なしと謂はんかなれども斯くの如きは私人に對して稱し得可きことにして、一國の君主に就きて考ふる時は更に估料す可き他の事情存するなり。何となれば國王の收入頗る大なるも然も國家の利得大ならずとせば合宜に年々貯藏せらる可き金銀の割合も亦是に由りて限定せられざるを得ざればなり、而して國家の利得は専ら外國貿易に依りて成立す可きものなるが故に、そは又旋て毎年蓄積せらる可き君主の貨財を限定することと爲るなり。然れば多額の貨幣を蓄積せんと欲する國王はあらゆる良法を講じて其外國貿易を維持し擴張するに努めざる可らず、是れ實に彼自身の目的に彼を導く可き唯一の方法たるのみならず又以て其人民を富裕ならしめ更に其利益を増進す可きものたり、即ち君主の強大は其金庫に財貨充實せるの一事のみならず、富裕にして且つ忠順なる臣民を衆く有するに因りて測度せらるゝものなればなり。然るに吾人は茲に一の反對論に逢着す、伊

太利諸邦及び低陸聯邦の如き土地狭くして然も強大なる君主の所領と境を接せるものが其人民に對して非常の課税を行ひ、是に由りて年々巨額の收入を取得し以て外國の侵入に備ふるの己むなき境涯に在りながら、彼等はさまで多額の外國貿易を有せず、従つて其利益は彼等自身の經費の外に年々醸出する高の一半をも貯藏するに足らずと倣すもの是なり。遮莫此場合に於ても亦彼等が金銀貯藏の限界たるものは等しく其外國貿易たらざるを得ず、縱令そは其毎年の高に於て大ならずとすも久しく持續せられたる平和の期間に於て之が管理良しきを得て充分の利益を擧げ得たるの事實に據り、巨額の金銀を蓄積し、長く其國を防備し干戈を止むるの力を有するなり。加之斯くて醸出し得たる金額は悉皆一括して貯藏せらるゝにわらずして、其歳入の大部分は初め之を徵收したる人民に對して不斷に支拂はれ、以て等しく彼等を富强ならしむるが爲めに必要有利なる他の方法を講じつゝあるなり。戰艦及び其附屬品の製造、堡壘の建設、修築、飢饉の際に備ふ可き穀物の貯藏、銀行の建設、海陸軍人軍屬の支給、倉庫の充實、軍需品の貯藏等是なり。總て此種の施設に據りて彼等は國外より畏敬せられ國內に愛慕せらるゝを得るなり。

而して年々の負擔を課せられつゝある人民の手に成れる原料品及び製造品に依りて出來得る限り之を行はんと注意する場合に於て殊に其然るを見るなり。此點に於て君主は宛も人體に於ける胃腑の如し。胃腑にして消化を廢し身體の他の部分に營養を分配することを止めば直ちに身體の他の部分をも衰滅せしむるに至る可し。斯くて *Mun* は又糧食軍需等の必須品の形態に於て富を蓄積し速に之が必要に應じ得可き途を講ずるは決して金銀のそれに劣る可きものにあらずと做し、貨物を購入す可き貨幣を有せざるものと等しく、其必要に際して購入す可き貨物を有すること能はざる一國の君主は之を貧窮と稱せざるを得ずと謂へり(同書百六十七—七十五頁)。

十二

Mun は是に再び吾人が曩に紹介したる自然的及び人爲的の富より生ず可き影響を研究し、遠き土耳其伊太利の對照を避け、近く大不列顛及び低陸聯邦の實例に就きて説明を試み、自然的富は常に準備せられて確實なるものなるが故に最も高貴にして且つ有利なるものなるが、之が爲めに又人民をして輕忽且つ倨傲ならし

め無節制の風を養ふの失あるも、人爲的の富は人をして其注意を周到ならしめ學問、藝術及び策略の必要を感せしむるなりと説き、吾が英國は己に前者を享有すること豊裕にして後者に對する資格亦充分なるを以て、吾人の努力に據りて此兩者を良く結合し、吾が放埒なる懶惰安逸の俗を薰化し以て大不列顛の光輝を更に發耀せんことを望むものなりと言明せり(同書百七十五—二百〇八頁)。

彼は既に一國に於ける外國貿易の差額が其金銀の眞の支配者たることを餘蘊なく證明し盡せり。然らば何人の手に由りて如何なる方法を以て斷えず此貿易の平衡を記録し國家をして其貿易上に於ける地位の消長を知らしむ可きやを明かにして彼は其論を結ばんとす。税關吏は國外に輸出せられ國內に輸入せられたるあらゆる貨物の帳簿を有するが故に此目的の爲めに使用せらる可き唯一の適任者なり。固より彼等と雖も國家の内外に於て購入せられたる他人の貨物に就きて其費用及び負擔を一々精確に記録すること能はざる可きも、然も定率表を基礎と爲す時は稍や完全に近き計算を行ふことを得可し。而して這般の計算を行ふに當りては先づ第一に輸出品に對しては之が原費に加ふるに當地に於ける課金、船賃、

保険料及び商人の利潤等より成る二割五歩を以てせざる可らず。輸出税を課せらるゝとなき海産物に就きては其消長に關し精細なる觀測行はれつゝあるが爲めに容易に其輸出價格を估料することを得可し、目下同貨物の輸出年額は十四萬磅と評價せられ居るなり。其他勅許に據りて貿易の爲めに海外に輸送せらるゝ貨幣も亦總て之を輸出中に加へざるを得ず。第二に外國貨物の輸入に就きては關稅簿は單に吾人に其分量を教ゆるに過ぎず、即ち當地に於ける商人の利潤、保險料、船賃、課稅等は著しく其價格を増大せしむるも然も之れ吾人の間に於ける交換に過ぎずして、毫も外國人の關與せざるものなるが故に吾が輸入品は當地に於て估價せらるゝ高よりも平均二割五歩方低く評價せざる可らず。第三に外國人に依り其船舶を以て輸出若しくは輸入せられたる貨物は總て其儘估料せざるを得ず。何となれば彼等が吾が國より輸出したる貨物に對しては吾人は單に其原費と輸出税とを享受せるに過ぎず、彼等が輸入したるものに對しては僅に關稅輸入品税其他些細なる課金を控除し、其當地に於て有する價格と等しく之を估價せざる可らず。第四に吾が船舶が往復の海上に於て蒙りたる大損害の價值に就きては之を

一は吾が輸出額より控除し他は吾が輸入額に加へざる可らず。之と等しく吾が國王が自國品を以て其軍隊を給養すること能はざる地域に於て戰爭を繼續するが爲めに爲替を以て巨額の貨幣を送附する時は吾人は之を吾が輸出額より差引くか又は輸入額に添加せざるを得ず。而して又僧侶及びジュエイト派に屬する者の手に由りて吾が國民中國教に従はざる者より年々徵收せられ秘密に海外に於ける其學房、修道院及び尼院に送附せられて毫も吾れに酬ひらるゝ所なき多額の金銀あることを忘る可らず。其他稅關吏の報告する能はざるものにして貿易の差額に影響を及ぼす可き瑣末なる事項を擧ぐれば旅客の費用、大使及び外人に對する贈與、貴重品の密輸入及び當地に於て兩替、貸金、保險等の業務を經營せる外人の利潤等なれども、彼等外人が當地に於ける渡世の費用を控除せば極めて些細の額と爲る可く、加之、外國に於ける吾が國人も亦同一の利益を受く可きを以て全然兩者を相殺するを得可し云々と(同書二百〇八—一七頁)。

斯くて彼は卷末に於て以上の所論を總括したる後、金銀は外國貿易の差額如何に因りあらゆる障害を排除して或は國內に入來り或は國外に逸出す可し。其他の

手段に據るも亦一時國內に貨幣を流入せしめ得るが如くなれども、斯くの如きは結局何等の効果なきのみならず却つて有害なるものなり。彼等は宛も強暴なる洪水の如く河岸を超わて横溢し來るも、聽て其去るや再び涸渴し盡して其一滴をも殘さざるに至る可しと説き、外國貿易の實體及び眞價を述べて The great Revenue of the King, The honour of the Kingdom, The Noble profession of the Merchant, The School of our Arts, The supply of our wants, The employment of our poor, The improvement of our Lands, The Nurcery of our Mariners, The walls of the Kingdoms, The means of our Treasure, The Sinews of our wars, The terror of our Enemies と爲し、而して國家は自己に取りて貢獻する所大なるものを擁護するを以て其第一義と爲すを以て統治の道良しきを得たる國家は常に其政策を以て貿易を増進せしめんとするのみならず其實力を以て國外の傷害より之を保護せんと努むるなり云々と論結せり(同書二百十七—二十頁)。

此書の出版者たる倫敦 Royal Exchange 南門の書肆 Thomas Clark は此書の奥に Malynes (此所には Malens と綴る。Mun は多く Malines と綴れり) の *Consetudo vel Lex mercatoria* を首として Dafforn の *The Merchants mirror*, Collins の *An Introduction to Merchants Accounts*, List の *Amphithalante* 其他諸書の廣告を附せり。以て當時商業及び會計に關する書籍の出版盛んなりしを知る可し。

Mun の兩著は第十七世紀前半に於ける最も進歩せるマーカンチリストの立脚地を表明すると共に、彼の時代に於ける一般經濟思想界の状態を物語るものなり。彼以後に於て東印度貿易を中心として喚起せられたる幾多の論争に關しては、吾人は寧ろ後日を期し Sir Josiah Child を主體として研究するの至當なるを覺ゆ。(終)

(一九一五年七月起稿)

(附記) 英國經濟學成立史上に於ける Mun の地位に就きては福田博士の『ロレームの經濟學說』(經濟論叢第二號)に關説せられたるものあり。尙ほ同博士は其『十七世紀に於ける和蘭經濟學說』に於て彼の時代に於ける英國と同一時代に於ける日本及び和蘭とを其經濟學說上より對照せられたり(三田學會雜誌第八卷第八號)。讀者諸君の參考を乞ふ。以上同博士の尊重す可き論文の外、吾が經濟學者の研究にして Mun に及べざるもの吾人寡讀、未だ之を見ず、茲に引用すること能はざるを遺憾とす。(十一月十五日)